

短時間有期契約従業員の時間を延長し、
基本給改善と社会保険を適用！



キャリアアップ助成金

(短時間労働者労働時間延長コース)

趣旨

有期契約従業員の就労時間を延長し、
新たに社会保険の適用を受ける。

支給額

ポイント

- ① 週の所定労働時間を延長し、社会保険を適用
- ② 週5時間未満の延長の場合は、賃金規定が必要
- ③ 計画届を提出

手続の流れ

キャリアアップ計画書の作成 → 提出

5時間未満の延長の場合は、
給与規定の策定、労働基準監督署への届出

時間延長、給与改定の実施

実施後6ヶ月の賃金の支給

2ヶ月以内に申請 → 受給

- 週5時間以上延長
19万円<24万円>
(14.25万円<18万円>)
 - 2時間未満延長
3.8万円<4.8万円>
(2.85万円<3.6万円>)
 - 3時間未満延長
7.6万円<9.6万円>
(5.7万円<7.2万円>)
 - 4時間未満延長
11.4万円<14.4万円>
(8.55万円<10.8万円>)
 - 5時間未満延長
15.2万円<19.2万円>
(11.4万円<14.4万円>)
- ※大企業は ()

必要な手続

- ① 計画届の作成・届出 …当事務所で作成し、押印をお願いします。
- ② 賃金規定の作成 …当事務所で案を作成し、事業主の了解を得ます。
- ③ 労働基準監督署への届出…当事務所で行います。
- ④ 制度の実施
- ⑤ 申請書類作成・申請 …当事務所で作成し、押印をお願いします。

尚、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の事業所の場合、特定適用事業所該当届を行うことがあります。

○ 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

貴事業所名		メールアドレス	@
所在地			
申込責任者名		電話番号	

申込・問合せ：社会保険労務士法人ウイズ

FAX:076-277-4415

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>